

国住マ第87号
平成27年3月24日

都道府県 担当主務部局長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長

マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の規定により
マンション敷地売却組合が行う登記申請書の様式について（通知）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令（平成14年政令第379号）の規定によりマンション敷地売却組合が行う登記申請書の様式については、別紙申請書様式のとおり、法務省民事第二課長より各法務局長及び各地方方法務局長に通知されたところです。

つきましては、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）に基づきマンション敷地売却事業を行うマンション敷地売却組合等の関係者に対して、この旨周知いただきますようお願いいたします。

また、貴管内の市に対してこの旨周知頂くとともに、あわせて町村に対しても参考として情報提供をしていただきますようお願いいたします。

【様式1】マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第2条の規定による代位登記の申請書（所有権の登記名義人の住所及び氏名についての変更の登記の場合）（注1）

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所氏名変更

原因 後記のとおり（注2）

変更後の事項 後記のとおり（注2）

（被代位者） 後記のとおり（注2）

代位者 何市何町何丁目何番何号
何マンション敷地売却組合
何市何町何丁目何番何号
理事長 何 某

代位原因 マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第2条（注3）

添付情報

登記原因証明情報

代位原因証明情報（注4）

代理権限証明情報（注5）

平成何年何月何日申請 何（地方）法務局 何支局（出張所）

代理人 何市何町何丁目何番何号
何 某 印
連絡先の電話番号00-0000-0000

登録免許税 金何円（注6）

不動産の表示 後記のとおり

(後記)

(敷地権の登記がある場合)

不動産の表示

一棟の建物の表示

所在 甲市乙町一丁目1番地, 2番地

建物の名称 何マンション

敷地権の目的となる土地の表示

土地の符号	所在及び地番	地目	地積 m ²
1	甲市乙町一丁目1番	宅地	500 00
2	甲市乙町一丁目2番	宅地	500 00

専有部分の建物の表示

	家屋番号	種類	構造	床面積 m ²	敷地権の表示		
					土地の符号	敷地権の種類	敷地権の割合
1	乙町一丁目1番の102	居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分 100 00	1	所有権	1000分の30
					2	地上権	1000分の30
2	乙町一丁目1番の104	居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分 100 00	1	所有権	1000分の30
					2	地上権	1000分の30

登記の目的, 原因, 変更後の事項, 被代位者

	家屋番号	登記の目的	原因	変更後の事項	被代位者
1	乙町一丁目1番の102	何番所有権登記名義人住所変更	平成何年何月何日住所移転	住所 何市何町何丁目何番何号	何市何町何丁目何番何号何某
2	乙町一丁目1番の104	何番所有権登記名義人氏名変更	平成何年何月何日氏名変更	氏名 何某	何市何町何丁目何番何号何某

(後記)

(敷地権の登記がない場合)

不動産の表示

土地の表示

	所在及び地番	地目	地積	m ²	敷地利用権の種類(注7)
1	甲市乙町一丁目1番	宅地	500	00	所有権
2	甲市乙町一丁目2番	宅地	500	00	何番地上権

一棟の建物の表示

所在 甲市乙町一丁目1番地, 2番地

建物の名称 何マンション

専有部分の建物の表示

	家屋番号	種類	構造	床面積	m ²
1	乙町一丁目1番の102	居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分	100 00
2	乙町一丁目1番の104	居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分	100 00

登記の目的, 原因, 変更後の事項, 被代位者

	土地の表示	登記の目的	原因	変更後の事項	被代位者
1	甲市乙町一丁目1番	何番所有権登記名義人住所変更	平成何年何月何日住所移転	共有者何某の住所何市何町何丁目何番何号	何市何町何丁目何番何号何某
2	甲市乙町一丁目1番	何番所有権登記名義人氏名変更	平成何年何月何日氏名変更	共有者何某の氏名何某	何市何町何丁目何番何号何某
3	甲市乙町一丁目2番	何番地上権登記名義人住所変更	平成何年何月何日住所移転	共有者何某の住所何市何町何丁目何番何号	何市何町何丁目何番何号何某
4	甲市乙町一丁目2番	何番地上権登記名義人氏名変更	平成何年何月何日氏名変更	共有者何某の氏名何某	何市何町何丁目何番何号何某

	家屋番号	登記の目的	原因	変更後の事項	被代位者
1	乙町一丁目 1番の102	何番所有権 登記名義人 住所移転	平成何年何月何日 住所移転	住所 何市何町 何丁目何番何号	何市何町何丁目何番何号 何 某
2	乙町一丁目 1番の104	何番所有権 登記名義人 氏名変更	平成何年何月何日 氏名変更	氏名 何 某	何市何町何丁目何番何号 何 某

(注1) 代位登記は、マンション敷地売却組合が、マンション敷地売却事業の実施のため必要があるときに、①不動産の表題登記、②不動産の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記、③所有権、地上権又は賃借権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記、④所有権の保存の登記、⑤相続その他の一般承継による所有権その他の権利の移転の登記についてすることができる（マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第2条）。

(注2) ①不動産の表題登記、②不動産の表題部の登記事項に関する変更の登記又は更正の登記、③所有権、地上権又は賃借権の登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記の代位登記は、登記の目的又は登記原因が同一でないときでも、①から③までの登記ごとに、一の申請情報によって申請することができる（不動産登記令第4条の特例等を定める省令第17条）。

(注3) 代位原因（不動産登記令第3条第1項第4号）は「マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令第2条」である。

(注4) 代位原因を証する情報（不動産登記令第7条第1項第3号）は、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第123条第1項の公告が掲載されている官報若しくは公報又はそれらの写しである。

(注5) 都道府県知事等が作成した理事長の資格を証する情報を添付する。また、代理により申請する場合には、当該代理人の権限を証する情報（委任状等）を添付する。

(注6) 登録免許税の合算額を記載する。

(注7) 敷地権の登記がない場合、土地の表示には、敷地利用権の種類（所有権、地上権又は賃借権の別）を記載する。また、その権利が持分権である場合にあっては、その持分権を特定する事項を記載する（例：「何番何某持分地上権」）。

【様式2】マンションの建替え等の円滑化に関する法律第140条第1項の規定による分配金取得手続開始の登記の申請書

登 記 申 請 書

登記の目的 マンションの建替え等の円滑化に関する法律による分配金取得手続開始

添付情報

公告を証する情報（注1）

代理権限証明情報（注2）

登録免許税 金何円（注3）

平成何年何月何日申請 何（地方）法務局 何支局（出張所）

申請人 何市何町何丁目何番何号
何マンション敷地売却組合
何市何町何丁目何番何号
理事長 何 某

代理人 何市何町何丁目何番何号
何 某 印
連絡先の電話番号 〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

不動産の表示 後記のとおり

(敷地権の登記がある場合)

不動産の表示

一棟の建物の表示

所在 甲市乙町一丁目1番地, 2番地

建物の名称 何マンション

敷地権の目的となる土地の表示

土地の符号	所在及び地番	地目	地積	m ²
1	甲市乙町一丁目1番	宅地	500	00
2	甲市乙町一丁目2番	宅地	500	00

専有部分の建物の表示

	家屋番号	種類	構造	床面積	敷地権の表示			
					m ²	土地の符号	敷地権の種類	敷地権の割合
1	乙町一丁目 1番の102	居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分 100	00	1	所有権	1000分の30
						2	地上権	1000分の30
2	乙町一丁目 1番の103	居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分 100	00	1	所有権	1000分の30
						2	地上権	1000分の30

(後記)

(敷地権の登記がない場合)

不動産の表示

土地の表示

	所在及び地番	地目	地積	m ²	敷地利用権の種類(注4)
1	甲市乙町一丁目1番	宅地	500	00	所有権
2	甲市乙町一丁目2番	宅地	500	00	何番地上権

一棟の建物の表示

所在 甲市乙町一丁目1番地, 2番地

建物の名称 何マンション

専有部分の建物の表示

	家屋番号	種類	構造	床面積	m ²
1	乙町一丁目1番の102	居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分	100 00
2	乙町一丁目1番の103	居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分	100 00

(注1) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第123条第1項の公告が掲載されている官報若しくは公報又はそれらの写しを添付する。

(注2) 都道府県知事等が作成した理事長の資格を証する情報を添付する。また、代理により申請する場合には、当該代理人の権限を証する情報(委任状等)を添付する。

(注3) 平成28年3月31日までの間に登記を受けるものについては、租税特別措置法の適用がある旨の都道府県知事(市の区域にあっては、当該市の長)の証明書を添付することにより、登録免許税は免除される(租税特別措置法第76条第2項第2号)。

この場合には、「租税特別措置法第76条第2項第2号」と記載する。

(注4) 敷地権の登記がない場合、土地の表示には、敷地利用権の種類(所有権、地上権又は賃借権の別)を記載する。また、その権利が持分権である場合にあっては、その持分権を特定する事項を記載する(例:「何番何某持分地上権」)。

【様式3】マンションの建替え等の円滑化に関する法律第140条第5項の規定による分配金取得手続開始の登記の抹消の申請書

登 記 申 請 書

登記の目的 マンションの建替え等の円滑化に関する法律による分配金取得手続開始の登記の抹消

原因 平成何年何月何日設立認可取消（注1）

添付情報

公告を証する情報（注2）

代理権限証明情報（注3）

登録免許税 金何円（注4）

平成何年何月何日申請 何（地方）法務局 何支局（出張所）

申請人 何市何町何丁目何番何号
何マンション敷地売却組合
何市何町何丁目何番何号
清算人 何 某

代理人 何市何町何丁目何番何号
何 某 印
連絡先の電話番号 〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

不動産の表示（注5）

（注1）マンション敷地売却組合の設立についての認可が取り消された場合は「平成何年何月何日設立認可取消」と、総会の決議又は事業の完了若しくはその完了の不能による解散の認可を受けて解散した場合は「平成何年何月何日解散」とする。

（注2）マンションの建替え等の円滑化に関する法律第137条第5項の公告が掲載されている官報若しくは公報又はそれらの写しを添付する。

（注3）都道府県知事等が作成した清算人の資格を証する情報を添付する。また、代理により申請する場合には、当該代理人の権限を証する情報（委任状等）を添付する。

（注4）不動産1個につき1000円である。ただし、同一の申請書により20個を超える不動産について登記の抹消を受ける場合には、申請件数1件につき2万円である。（登録免許税法別表第一第一号（十五））

（注5）【様式2】の不動産の表示を参照。

【様式4】マンションの建替え等の円滑化に関する法律第150条第1項の規定による権利消滅期日後の登記の申請書（敷地権の登記がある場合）

登 記 申 請 書

登記の目的 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第150条第1項の規定による登記の申請

添付情報

分配金取得計画書、同認可書（注1）

住所証明書（注2）

建物図面及び各階平面図（注3）

代理権限証明情報（注4）

登録免許税 金何円（注5）

平成何年何月何日申請 何（地方）法務局 何支局（出張所）

申請人 何市何町何丁目何番何号
何マンション敷地売却組合
何市何町何丁目何番何号
理事長 何 某

代理人（注6）

何市何町何丁目何番何号

何 某 印

連絡先の電話番号00-0000-0000

何市何町何丁目何番何号

何 某 印

連絡先の電話番号00-0000-0000

（共用部分について、共用部分である旨の規約の効力が失われたことによる建物の表題登記の申請（マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令（以下「政令」という。）第10条第2項第1号））

登記の目的 区分建物表題登記（注7）
（共用部分の規約の効力喪失）

不動産の表示
後記1のとおり

(共用部分について、共用部分である旨の規約の効力が失われたことによる建物の表題登記の申請をした建物についてする所有権の保存の登記の申請(政令第10条第2項第2号))

登記の目的 所有権保存

所有者 何市何町何丁目何番何号
何マンション敷地売却組合

法第74条第1項第1号申請

課税価格 金何円(注8)

登録免許税 金何円(注8)

不動産の表示
後記2のとおり

(売却マンション及びその敷地の所有権の移転の登記の申請(政令第10条第2項第3号))

登記の目的 所有権移転, 共有者全員持分全部移転(後記3のとおり)

原因 平成何年何月何日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利帰属
(注9)

権利者 何市何町何丁目何番何号
何マンション敷地売却組合

義務者 後記3のとおり

課税価格 金何円(注8)

登録免許税 金何円(注8)

不動産の表示
後記3のとおり

(売却マンション及びその敷地の所有権以外の権利の抹消の登記の申請 (政令第10条第2項第5号))

登記の目的 買戻権, 差押, 抵当権抹消 (後記3のとおり)

原因 平成何年何月何日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利消滅 (注9)

権利者 何市何町何丁目何番何号
何マンション敷地売却組合

義務者 後記3のとおり

登録免許税 金何円 (注8)

不動産の表示
後記3のとおり

(売却マンションについて敷地権が消滅したことを原因とする建物の表題部の変更の登記の申請 (政令第10条第2項第6号))

登記の目的 区分建物表題部変更登記
(敷地権抹消)

不動産の表示
後記4のとおり

(売却マンションについて別棟の附属の建物 (集会所等) が区分建物の附属建物として登記されている場合における建物の分割の登記の申請 (政令第10条第2項第7号))

登記の目的 区分建物分割登記

登録免許税 金何円 (注8)

不動産の表示
後記4のとおり

(建物の合併 (区分合併) の登記の申請 (政令第10条第2項第8号))

登記の目的 区分建物合併登記

登録免許税 金何円 (注8)

不動産の表示
後記4のとおり

(後記1)

登記の目的 区分建物表題登記（共用部分の規約の効力喪失）（注7）

一棟の建物の表示		
所在	甲市乙町一丁目 1番, 2番	
建物の名称	何マンション	

専有部分の建物の表示			
地番区域・家屋番号		乙町一丁目 1番の101	
①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付
集会所	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分 50 00 	平成何年何月何日共用部分の規約の効力喪失（注9）

登記の目的 所有権保存

不動産の表示

一棟の建物の表示

所在 甲市乙町一丁目1番地, 2番地

建物の名称 何マンション

専有部分の表示

家屋番号 乙町一丁目 1番の101

種類 集会所

構造 鉄骨コンクリート造1階建

床面積 1階部分 50・00平方メートル

不動産の価格 金何円(注8)

登録免許税 金何円(注8)

登記の目的 所有権移転, 共有者全員持分全部移転
買戻権, 差押, 抵当権抹消

不動産の表示

一棟の建物の表示

所在 甲市乙町一丁目1番地, 2番地

建物の名称 何マンション

敷地権の目的となる土地の表示

土地の符号	所在及び地番	地目	地積	m ²
1	甲市乙町一丁目1番	宅地	500	00
2	甲市乙町一丁目2番	宅地	500	00

専有部分の建物の表示

	家屋番号	種類	構造	床面積	敷地権の表示			登記の目的		
					土地の符号	敷地権の種類	敷地権の割合	移転	抹消	
1	乙町一丁目 1番の102	居宅	鉄筋コンク リート造1 階建	1階部分 100	00	1	所有権	1000分の 30	○	○
						2	地上権	1000分の 30		
2	乙町一丁目 1番の103	居宅	鉄筋コンク リート造1 階建	1階部分 100	00	1	所有権	1000分の 30	○	○
						2	地上権	1000分の 30		

登記の目的, 登記義務者

	家屋番号	登記の目的	順位番号	登記義務者	課税価格 (注8)	登録免許税 (注8)
1	乙町一丁目 1番の102	所有権移転	—	何市何町何丁目何 番何号 何 某	金何円	金何円
		買戻権抹消	甲区何番付 記何号	何市何町何丁目何 番何号 何 某	—	金何円
		差押抹消	甲区何番	何市何町何丁目何 番何号 何 某		
		抵当権抹消	乙区何番	何市何町何丁目何 番何号 何 某		
2	乙町一丁目 1番の103	共有者全員持 分全部移転	—	何市何町何丁目何 番何号 何 某 何市何町何丁目何 番何号 何 某	金何円	金何円
		抵当権抹消	乙区何番	何市何町何丁目何 番何号 何 某	—	金何円
		抵当権抹消	乙区何番	何市何町何丁目何 番何号 何 某		

(後記4)

登記の目的 区分建物表題部変更登記(敷地権抹消)

区分建物分割登記

区分建物合併登記

一棟の建物の表示		
所在	甲市乙町一丁目 1番地, 2番地	
建物の名称	何マンション	

専有部分の建物の表示			
地番区域・家屋番号		乙町一丁目 1番の101	
①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付
集会所	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分 50 00	1番の102, 1番の103, 1番の104, 1番の201, 1番の202, 1番の203, 1番の204, 1番の301, 1番の302, 1番の303, 1番の304, 1番の401, 1番の402, 1番の403, 1番の404, 1番の501, 1番の502, 1番の503, 1番の504, 1番の601, 1番の602, 1番の603, 1番の604, 1番の701, 1番の702, 1番の703, 1番の704, 1番の801, 1番の802, 1番の803, 1番の804と合併

専有部分の建物の表示			
地番区域・家屋番号		乙町二丁目 1番の102	
①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付
居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分 100 00	1番の101, 1番の103, 1番の104, 1番の201, 1番の202, 1番の203, 1番の204, 1番の301, 1番の302, 1番の303, 1番の304, 1番の401, 1番の402, 1番の403, 1番の404, 1番の501, 1番の502, 1番の503, 1番の504, 1番の601, 1番の602, 1番の603, 1番の604, 1番の701, 1番の702, 1番の703, 1番の704, 1番の801, 1番の802, 1番の803, 1番の804と合併

敷地権の目的である土地の表示			
①土地の符号	②敷地権の種類	③敷地権の割合	原因及びその日付
1	甲市乙町一丁目1番	1000分の30	平成何年何月何日非敷地権
2	甲市乙町一丁目2番	1000分の30	平成何年何月何日非敷地権

専有部分の建物の表示				
地番区域・家屋番号		乙町一丁目 1番の104		
①種類	②構造	③ 床面積 m ²		原因及びその日付
居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分 100 00		1番の101, 1番の102, 1番の103, 1番の201, 1番の202, 1番の203, 1番の204, 1番の301, 1番の302, 1番の303, 1番の304, 1番の401, 1番の402, 1番の403, 1番の404, 1番の501, 1番の502, 1番の503, 1番の504, 1番の601, 1番の602, 1番の603, 1番の604, 1番の701, 1番の702, 1番の703, 1番の704, 1番の801, 1番の802, 1番の803, 1番の804と合併
附属建物の表示				
符号	①種類	③構造	③ 床面積 m ²	原因及びその日付
1	倉庫	乙町一丁目2番地 木造かわらぶき平家建	100 00	2番に分割
敷地権の目的である土地の表示				
①土地の符号	②敷地権の種類	③敷地権の割合		原因及びその日付
1	甲市乙町二丁目1番	1000分の30		平成何年何月何日非敷地権
2	甲市乙町二丁目2番	1000分の30		平成何年何月何日非敷地権

(分割後の建物の表示)

建物の表示				
所在		甲市乙町一丁目 2番地		
家屋番号		2番		
①種類	②構造	③ 床面積 m ²		原因及びその日付
倉庫	木造かわらぶき平家建	100 00		乙町一丁目1番の104から分割

(合併後の建物の表示)

建物の表示				
所在	甲市乙町一丁目 1番地, 2番地			
家屋番号	1番			
①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付	
居宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 8階建	1階	400.00	
		2階	400.00	
		3階	400.00	
		4階	400.00	
		5階	400.00	
		6階	400.00	
		7階	400.00	
		8階	400.00	

(注1) 分配金取得計画及びその認可を証する情報を添付する。

(注2) 都道府県知事等が作成したマンション敷地売却組合の住所を証する情報を添付する。

(注3) 建物の分割の登記及び建物の合併の登記の登記事項を申請情報の内容とするときの添付情報としての建物図面及び各階平面図は、当該分割及び合併後のものを提供すれば足りる。

(注4) 都道府県知事等が作成した理事長の資格を証する情報を添付する。また、代理により申請する場合には、当該代理人の権限を証する情報(委任状等)を添付する。

(注5) 平成28年3月31日までの間に登記を受けるものについては、租税特別措置法の適用がある旨の都道府県知事(市の区域にあつては、当該市の長)の証明書を添付することにより、登録免許税は免除される(租税特別措置法第76条第2項第3号)。

この場合には、「租税特別措置法第76条第2項第3号」と記載する。

(注6) 権利消滅期日後の登記の申請を司法書士及び土地家屋調査士(以下「資格者代理人」という。)による代理申請によってする場合には、その申請情報の内容が表示に関する登記である政令第10条第2項第1号、第6号から第8号までの登記については土地家屋調査士が、権利に関する登記である同項第2号から第5号までの登記については司法書士が、それぞれ委任を受けることができる。この場合において、組合から登記識別情報等の受領に関する復代理による委任について特別の授権を受けた資格者代理人は、権利消滅期日後の登記の申請をする他方の資格者代理人に対して、自己が有する上記授権の範囲内の登記識別情報等の受領を復代理によって委任することができる。

(注7) 共用部分が別棟の建物である場合には、登記の目的は「建物表題登記(共用部分の規約の効力喪失)」とする。

(注8) 登録免許税が免除される場合は記載不要である。

(注9) 原因の日付は、権利消滅期日である。

【様式5】マンションの建替え等の円滑化に関する法律第150条第1項の規定による権利消滅期日後の登記の申請書（敷地権の登記がない場合）（注1）

登 記 申 請 書

登記の目的 マンションの建替え等の円滑化に関する法律第150条第1項の規定による登記の申請

添付情報

分配金取得計画書、同認可書（注2）

住所証明書（注3）

建物図面及び各階平面図（注4）

代理権限証明情報（注5）

登録免許税 金何円（注6）

平成何年何月何日申請 何（地方）法務局 何支局（出張所）

申請人 何市何町何丁目何番何号

何マンション敷地売却組合

何市何町何丁目何番何号

理事長 何 某

代理人（注7）

何市何町何丁目何番何号

何 某 印

連絡先の電話番号〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

何市何町何丁目何番何号

何 某 印

連絡先の電話番号〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

（売却マンション及びその敷地の所有権の移転の登記の申請（（マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令（以下「政令」という。）第10条第2項第3号））

登記の目的 所有権移転, 共有者全員持分全部移転 (後記1のとおり)

原因 平成何年何月何日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利帰属
(注8)

権利者 何市何町何丁目何番何号
何マンション敷地売却組合

義務者 後記1のとおり

課税価格 金何円 (注9)

登録免許税 金何円 (注9)

不動産の表示
後記1のとおり

(売却マンションの敷地の地上権又は賃借権の移転の登記の申請 (政令第10条第2項第4号))

登記の目的 何番地上権共有者全員持分全部移転 (後記1のとおり)

原因 平成何年何月何日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利帰属
(注8)

権利者 何市何町何丁目何番何号
何マンション敷地売却組合

義務者 後記1のとおり

課税価格 金何円 (注9)

登録免許税 金何円 (注9)

不動産の表示
後記1のとおり

(売却マンション及びその敷地の所有権以外の権利の抹消の登記の申請 (政令第 10 条第 2 項第 5 号))

登記の目的 買戻権, 差押, 抵当権抹消 (後記 1 のとおり)

原因 平成何年何月何日マンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利消滅
(注 8)

権利者 何市何町何丁目何番何号
何マンション敷地売却組合

義務者 後記 1 のとおり

登録免許税 金何円 (注 9)

不動産の表示
後記 1 のとおり

(建物の合併 (区分合併) の登記の申請 (政令第 10 条第 2 項第 8 号))

登記の目的 区分建物合併登記

登録免許税額 金何円 (注 9)

不動産の表示
後記 2 のとおり

(後記1)

登記の目的 所有権移転, 共有者全員持分全部移転
地上権共有者全員持分全部移転
買戻権, 差押, 抵当権抹消

不動産の表示

土地の表示

	所在及び地番	地目	地積 m ²	敷地利用権の種類(注10)	登記の目的	
					移転	抹消
1	甲市乙町一丁目1番	宅地	500 00	所有権	○	○
2	甲市乙町一丁目2番	宅地	500 00	何番地上権	○	○

一棟の建物の表示

所在 甲市乙町一丁目1番地, 2番地

建物の名称 何マンション

専有部分の建物の表示

	家屋番号	種類	構造	床面積 m ²	登記の目的	
					移転	抹消
1	乙町一丁目1番の101	居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分 100 00	○	○
2	乙町一丁目1番の102	居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分 100 00	○	○

登記の目的, 登記義務者

	土地の表示	登記の目的	順位番号	登記義務者	課税価格(注9)	登録免許税(注9)
1	甲市乙町一丁目1番	共有者全員持分全部移転	—	何市何町何丁目何番何号 何某 何市何町何丁目何番何号 何某	金何円	金何円
		買戻権抹消	甲区何番付記何号	何市何町何丁目何番何号 何某	—	金何円
		差押抹消	甲区何番	何市何町何丁目何番何号 何某		
		抵当権抹消	乙区何番	何市何町何丁目何番何号 何某		
		抵当権抹消	乙区何番	何市何町何丁目何番何号 何某		

		抵当権抹消	乙区何番	何市何町何丁目何番何号 何 某		
2	甲市乙町一丁目2番	何番地上権共有者全員持分全部移転	—	何市何町何丁目何番何号 何 某 何市何町何丁目何番何号 何 某	金何円	金何円
		買戻権抹消	乙区何番付記何号の付記何号	何市何町何丁目何番何号 何 某	—	金何円
		差押抹消	乙区何番付記何号	何市何町何丁目何番何号 何 某		
		抵当権抹消	乙区何番付記何号	何市何町何丁目何番何号 何 某		
		抵当権抹消	乙区何番付記何号	何市何町何丁目何番何号 何 某		
		抵当権抹消	乙区何番付記何号	何市何町何丁目何番何号 何 某		

	家屋番号	登記の目的	順位番号	登記義務者	課税価格 (注9)	登録免許税 (注9)
1	乙町一丁目1番の101	所有権移転	—	何市何町何丁目何番何号 何 某	金何円	金何円
		買戻権抹消	甲区何番付記何号	何市何町何丁目何番何号 何 某	—	金何円
		差押抹消	甲区何番	何市何町何丁目何番何号 何 某		
		抵当権抹消	乙区何番	何市何町何丁目何番何号 何 某		
2	乙町一丁目1番の102	共有者全員持分全部移転	—	何市何町何丁目何番何号 何 某 何市何町何丁目何番何号 何 某	金何円	金何円
		抵当権抹消	乙区何番	何市何町何丁目何番何号 何 某	—	金何円
		抵当権抹消	乙区何番	何市何町何丁目何番何号 何 某		

登記の目的 区分建物合併登記

一棟の建物の表示		
所在	甲市乙町一丁目 1番地, 2番地	
建物の名称	何マンション	

専有部分の建物の表示			
地番区域・家屋番号		乙町一丁目 1番の101	
①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付
居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分 100 00	1番の102, 1番の103, 1番の104, 1番の201, 1番の202, 1番の203, 1番の204, 1番の301, 1番の302, 1番の303, 1番の304, 1番の401, 1番の402, 1番の403, 1番の404, 1番の501, 1番の502, 1番の503, 1番の504, 1番の601, 1番の602, 1番の603, 1番の604, 1番の701, 1番の702, 1番の703, 1番の704, 1番の801, 1番の802, 1番の803, 1番の804と合併

専有部分の建物の表示			
地番区域・家屋番号		乙町二丁目 1番の102	
①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付
居宅	鉄筋コンクリート造1階建	1階部分 100 00	1番の101, 1番の103, 1番の104, 1番の201, 1番の202, 1番の203, 1番の204, 1番の301, 1番の302, 1番の303, 1番の304, 1番の401, 1番の402, 1番の403, 1番の404, 1番の501, 1番の502, 1番の503, 1番の504, 1番の601, 1番の602, 1番の603, 1番の604, 1番の701, 1番の702, 1番の703, 1番の704, 1番の801, 1番の802, 1番の803, 1番の804と合併

(合併後の建物の表示)

建物の表示				
所在	甲市乙町一丁目 1番地, 2番地			
家屋番号	1番			
①種類	②構造	③床面積 m ²	原因及びその日付	
居宅	鉄筋コンクリート造陸屋根 8階建	1階	400.00	
		2階	400.00	
		3階	400.00	
		4階	400.00	
		5階	400.00	
		6階	400.00	
		7階	400.00	
		8階	400.00	

(注1) 建物の表題登記(政令第10条第2項第1号)、所有権の保存の登記(同項第2号)、建物の分割の登記(同項第7号)は、【様式4】を参照。

(注2) 分配金取得計画及びその認可を証する情報を添付する。

(注3) 都道府県知事等が作成したマンション敷地売却組合の住所を証する情報を添付する。

(注4) 建物の分割の登記及び建物の合併の登記の登記事項を申請情報の内容とするときの添付情報としての建物図面及び各階平面図は、当該分割及び合併後のものを提供すれば足りる。

(注5) 都道府県知事等が作成した理事長の資格を証する情報を添付する。また、代理により申請する場合には、当該代理人の権限を証する情報(委任状等)を添付する。

(注6) 平成28年3月31日までの間に登記を受けるものについては、租税特別措置法の適用がある旨の都道府県知事(市の区域にあっては、当該市の長)の証明書を添付することにより、登録免許税は免除される(租税特別措置法第76条第2項第3号)。

この場合には、「租税特別措置法第76条第2項第3号」と記載する。

(注7) 権利消滅期日後の登記の申請を司法書士及び土地家屋調査士(以下「資格者代理人」という。)による代理申請によってする場合には、その申請情報の内容が表示に関する登記である政令第10条第2項第1号、第6号から第8号までの登記については土地家屋調査士が、権利に関する登記である同項第2号から第5号までの登記については司法書士が、それぞれ委任を受けることができる。この場合において、組合から登記識別情報等の受領に関する復代理による委任について特別の授権を受けた資格者代理人は、権利消滅期日後の登記の申請をする他方の資格者代理人に対して、自己が有する上記授権の範囲内の登記識別情報等の受領を復代理によって委任することができる。

(注8) 原因の日付は、権利消滅期日である。

(注9) 登録免許税が免除される場合は記載不要である。

(注10) 敷地権の登記がない場合、土地の表示には、敷地利用権の種類(所有権、地上権又は賃借権の別)を記載する。また、その権利が持分権である場合にあっては、その持分権を特定する事項を記載する(例:「何番何某持分地上権」)。